

容器包装リサイクル法を見直し、発生抑制と再利用を促進する仕組みの法制 度化を求める意見書

2006年に改正された容器包装リサイクル法は、衆議院環境委員会で19項目、参議院環境委員会で11項目の附帯決議が採択されるなど、多くの課題を抱えたまま成立しました。

このため、ごみ排出量は高止まりのまま、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装が未だに使われているのが実態です。現在の容器包装リサイクル法では、事業者が最終処分まで負う責任が明確にされていないため、費用がかさむ分別収集は自治体が行っている。このため容器包装を選択した事業者にリサイクル費用の負担が少なく、発生抑制や環境配慮設計について、真剣に取り組もうとする誘因が働きません。

今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められています。

容器包装リサイクル法制定後、循環型社会のしくみにおいて優位性があるリユースびんは激減しており、逆にペットボトルは伸長しつづけています。

容器包装リサイクル法を改正し、製造者や利用者が処理費用を負担するしくみができれば、自治体の財政の負担を軽くすることができ、使用自体も抑制することができます。また事業者も、製造段階から最終処理までを考慮した製品化へ向けた開発提案がすすむ可能性もあります。

国や自治体は、早急に持続可能な社会へ転換するための施策を講じなければなりません。

よって、東大和市議会は、国会及び政府に対し、以下の事項を基本に容器包装リサイクル法を見直し、発生抑制と再利用を促進するための法律を制定するよう求めます。

- (1) 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用を製品の価格に内部化すること。
- (2) 発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）を促進するための制度を、容器包装リサイクル法の中で法制化すること。
- (3) 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みを新たに法制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(議決日) 平成23年3月25日

(送付日) 平成23年3月28日

(送付先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、財務大臣、環境大臣